

審査の結果の要旨

論文提出者氏名 西川 純子

『「一般意志」の防衛 ルソーにおける「統治」について』と題された本論文は、すでに膨大な研究が蓄積されているフランス 18 世紀の思想家、ジャン=ジャック・ルソーをめぐる、その「統治」概念の考察を通じて新たな視点を提供しようとしている。

Gouvernement という概念は、当初「政府」と訳され、その意味と射程が必ずしも十分に吟味されてはこなかった。本論文は、「権力」をめぐるミシェル・フーコーの考察、なかでも「統治論」に示唆を受け、その枠組みを積極的に活用する。そして、「統治」としての *gouvernement* 理解を徹底し、次の点を強調する。すなわち、「主権」が一方向的に「一般意志」を規定し市民に対してその遵守を命じるのではなく、「一般意志」はそれを侵食する「特殊意志」から、「統治」によってたえず維持され補強されなければならないという点である。

ルソーが「統治」を語った最も初期の著作は、『政治経済論』（1755 年）である。この著作は、従来、比較的顧みられることが少なかった。しかし、そこには「人の統治」と「財の統治」という論点があり、前者では、共同体への愛着をはぐくむ「公教育」や「宗教」が推奨され、後者では、平等性の実感を醸造するために財政制度の過度の導入を控えるべしとの指針が示されている。本論文は、そのいずれの措置もが、強力な「特殊意志」によって侵食されがちな、脆弱な「一般意志」を防衛する手段や装置であると位置づける。ルソーにとって、「一般意志」は人びとを拘束する全体化の原理であるどころか、「特殊意志」の横暴を妨げ、自由を保全する原理であった。そこから、「一般意志は防衛されなければならない」という本論文の中心的な主張が導き出される。

なお、「一般意志」を「主権」とではなく、「統治」と密接に関連づける本論文は、ルソーの政治思想の重心を「主権」から「統治」へとずらしている。ルソーの政治思想における「主権」の横暴を指摘し、彼の思想を全体主義の淵源として批判する議論が存在する。本論文は、「統治」の重要性を確認することによって思想史上のルソーの位置を再定義し、そのような議論に反論する試みでもある。

本論文は、全 3 部および「はじめに」と「おわりに」によって構成されている。

「はじめに」では、主題の解説、主たる先行研究の紹介、論文構成の案内が行われている。そして、実はルソーが「主権」や「社会契約」以上に、「統治」について論じている点を指摘し、「統治」を問う意義が語られる。

第 I 部「「統治」、すなわち法の執行なのか」では、まずルソーにおいて「統治」が「法の執行」には還元できぬ独自性を有するという視点が提示され、それを分析するために、2000 年代以降注目度を高めている『政治経済論』を本論文の中心的対象に据えることが述べられる。その上で 17 世紀と 18 世紀における *économie* 概念の推移が詳述され、その概念が今日一般的に理解されている「経済」とは異なり、「ポリスのエコノミー」、すなわち「政治体の統治」をめぐる学であることが示される。この議論に、フーコーの「統治」もしく

は「統治性」が援用される。それは、「人口」を特権的な対象とし、「政治経済学」を駆使する複雑な技術の総体である。平行して、おもにミシェル・スネラールの仕事に沿って、中世における萌芽から 18 世紀までの「統治」概念の歴史がたどられる。本論文はそうした視点からルソーの『政治経済論』を検証する。「ポリスのエコノミー」たる「統治」は「主権」とは区別された位置づけを受けるが、それは「人の統治」もしくは「内面の統治」、および「財の統治」という 2 つの柱からなるものであった。

第Ⅱ部「**「統治」のさまざまな手段**」では、「内面の統治」と「財の統治」が、『政治経済論』から出発し、『社会契約論』、『ポーランド統治考』、『人間不平等起源論』、『コルシカ憲法草案』を経由しつつ、具体的に分析される。「内面の統治」については、『社会契約論』第 2 編最終章に、「一般意志」に由来する法が遵守されるためには、「市民の心に刻まれた法」、すなわち「習俗」が決定的な重要性をもつ旨が明記されている。同様のことを、ルソーは上にあげた著作において「公教育」や「宗教」をめぐって述べ、「徳」「祖国愛」「義務への愛」を語っている。ついで本論文は、ルソーがいわゆる「政治経済」以前の思想家として位置づけられることを断りながら「財の統治」の分析に入る。そこに見られるのは、貨幣に対する警戒、贅沢に対する戒め、「財政制度」の否定である。そのいずれも、富裕者の権力が強大化することを避け、その「特殊意志」が「一般意志」をゆがめ、「統治」の公平を損なうことを防止する目的をもつ。この第Ⅱ部の終わりになって初めて、ルソーの主たる関心は、「一般意志を防衛するために人びとの内面と財の分配に働きかけること」であるという、本論文の中心をなす主張が登場する。

ここまでは、ルソーの統治論のすべてが「一般意志」の防衛に捧げられていることを示してきた。第Ⅲ部「**「一般意志」と「統治」**」は、その成果をふまえて、ルソーに代わって「一般意志」を批判者から防衛することに充てられている。バンジャマン・コンスタン、アイザア・バーリン、ハンナ・アーレントなどは、「一般意志」が絶対的かつ不可分とされるがゆえに、複数性を破壊し同一性を強制するのであって、その全体主義的傾向は否定できないとする。「一般意志」の性格付けは重要な論点であり、その議論はルソーやアーレントの研究者にも引きつがれている。本論文はすでに確認された「一般意志」の脆弱性に加え、「一般意志」が前提とする複数性、中間団体の導入、「特殊意志」の制限をあげ、いずれもがルソーにおいて決定的な価値である「自由」の防衛を意図していることを喚起し、全体主義の嫌疑には必ずしも根拠がないことを示す。ところが、ルソー防衛が一段落しても本論文に終止符が打たれるわけではない。著者は、リベラリズムの生成を考察するフーコーの議論に新たなルソー像を携えて介入し、壮大な研究課題を示唆する。フーコーは、ルソーの『政治経済論』の画期的重要性に気づきながら、最終的にはルソーを「統治」ではなく「主権」の思想家に分類し、彼を「政治経済学」から排除する。しかし本論文は、ルソーの「統治」には自由な存在である *homo oeconomicus* は間違いなく含まれているとし、その意味でルソーの思想を、今日へといたるリベラリズムの系譜から端的に除外してよいのか、と問う。そして、「市場」を中心としたリベラルな「統治」のオルタナティブとして、「もう一つのリベラリズム」の可能性を示唆するのである。

「おわりに」は、本論文全体をまとめ、「市場」中心のリベラリズムではなく、「政治的なもの」の復権を遠望して本論文を閉じている。

本論文は、「一般意志は防衛されなければならない」という大胆かつ独創的な主張を掲げ、「統治」という視点から斬新なルソー像を提示しており、委員全員によって高く評価された。

学術的な背景としては、2000年代以降、フランスではブレーズ・バコフェン、ブリュノ・ベルナルディなどによって『政治経済論』をめぐる重要著作が刊行され、この論考があらためて注目されるようになった点があげられる。その動向を鋭敏に察知し十分に消化した上で、gouvernement に充てられてきた「政府」という訳語を「統治」に置き換え、詳細な読解を試みたのが本論文である。ミシェル・フーコーが1976年度から1978年度に行った講義では、「生政治学」やリベラリズムの生成をめぐる権力論が語られており、ルソーの「統治」も重要な思想史的結節点として取り上げられた。本論文は、フーコーの理論的枠組みを積極的に活用し、「法の単なる行使」と「統治」とを分け、後者の独自性を強調したことから得られた成果である。なお、本論文で中心的に取り上げられる *Discours sur l'économie politique* は、日本語の題名がまだ一本化されていない。『政治経済論』に対して、内容により即した『政治体制論』、『国家運営論』が好ましいといった意見も強い。同時代の、あるいはその後の「政治経済論」、ひいてはリベラリズムとの関連を優先して『政治経済論』を残すべきなのか。著作の位置づけと射程が未定であるゆえに生まれる問いだと言えよう。

本論文は、先行研究などの綿密な文献調査をふまえて書かれたものであり、その成果が随所に見られる。「エコノミー」、「統治」、「一般意志」などの概念史的説明が適所に配置され、ルソーと同時代の思想家との比較も適宜行われている。その行き届いた配慮は、本論文の重層的な課題の理解を助けるとともに、論述に奥行きと信頼性を与えるものとなっている。また本論文は、ルソーの「統治論」の意義を再確認するのみならず、ルソーがいかに関心したかの防衛に腐心したかを示すことによって、「一般意志」ひいてはルソーへの批判からその概念および著者を防衛しようとしている。その意味で、思想史研究の枠にとどまることはなく、ルソーの思想の有効性を示そうとする野心的な企てでもある。

非常に優れた論文ではあるが、いくつかの問題点も指摘された。1)「主権」と「統治」の概念史をたどる際に、ジャン・ボダンに触れなかった点、2)「習俗」を論じる際に「公教育」や「宗教」と並べて「演劇」を扱わなかった点、3) 中心的主張の提示がやや唐突である点、4) 解説が平板な部分が少なからず見られ、特にフーコーの仕事を解説する際に同語反復的な記述が目立った点などである。

しかしながら、これらは本論文の学術的価値を損なうものではなく、むしろ新たな思考へと読者を誘うことのできる有意義な論文と見なすべきであるとの認識で、審査委員会は一致した。

したがって本審査委員会は、全員一致で本論文が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。